

令和6年度 東京大学入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所等	日 時：令和7年2月12日(水)10:00~11:30 開催方法：オンライン開催	
委 員	委員長 清水 幹裕 (弁護士) 委 員 蟹澤 宏剛 (大学教授) 委 員 竹内 啓博 (公認会計士・税理士)	
審議対象期間	令和6年1月1日から令和6年12月31日までに契約締結した案件	
抽出案件(合計)	4 件	(備考) 今回の審議対象期間においては、再苦情の申立ては無し。 抽出案件の個別審議に当たっては、委員長を含む全委員が全案件の審議を行った。
工 事	3 件	
一般競争入札	1 件	
随意契約	2 件	
設計・コンサルタント業務	1 件	
簡易公募型プロポーザル方式(拡大)	1 件	
随意契約	0 件	
委員からの意見・質問およびそれに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申または勧告の内容	な し	

質 問	回 答
1. 東京大学において発注した建設工事及び設計・コンサルタント業務について	
・特になし	
2. 再苦情申し立て状況報告について	
・特になし	
3. 談合情報等報告について	
・特になし	
4. 審議対象工事及び設計・コンサルティング業務の抽出について	
・特になし。(なお、次回からは、抽出案件の委員確認をより早期に行うことを確認。)	
5. 建設工事及び設計・コンサルティング業務における抽出条件の審議について	
①(本郷)定量生命科学研究所(Ⅱ期)改修工事	
本件はⅡ期工事だが、Ⅰ期工事の相手方は本工事と同じか。またⅠ期工事の入札結果はどのような形だったか。	相手方はⅠ期工事と同じであった。Ⅰ期工事は低入札落札であった。
入札額が予定価格に達しない場合、入札回数は原則2回までとしている、という事については、国からの通知等に則っているのか。	文部科学省からの通知に則っている。
3回目の入札を行うことと、2回で入札を終了して応札者と随意契約協議を行うことについては、ある意味同じ事ではないかと思うが、意義の違いがあるか。	3回目の入札は、工事価格の総額のみに対する価格交渉の意味合いだが、随意契約協議は、予定価格は勿論不開示ながらも、相手方と、仕様内容や積算方針について認識相違の確認や認識共有を踏まえた、現実性のある価格の交渉が可能である、と考えている。
②(駒場Ⅱ)太陽光発電設備工事(Ⅱ期)	
太陽光発電設備工事Ⅱ期事業においては、駒場や本郷などキャンパス毎に発注されているが、一括契約として発注した方が、価格・労力の点で効率的ではなかったか。	本事業においては、充当財源である補助事業を実施している東京都からの指導により、キャンパス毎に分けて発注を行ったものである。
③(本郷)東洋文化研究所空調設備改修工事	
低入札落札であった本件の、もう1者の応札額も低入札価格だったのか。	もう1者の応札額は、予定価格を上回っていた。
落札した業者が、低く見積もることができる条件が整っていたということか。	そのとおりである。当該業者は、本工事と同じ本学本郷キャンパスにおいて、本工事と同種である空調設備改修工事を施工中であった事から、低廉な見積が可能になったものである。

④(本郷)赤門(重要文化財旧加賀屋敷御守殿門)耐震改修設計業務(基本設計)	
本設計の対象物が重要文化財である事を踏まえると、設計プロポーザルの評価条件において、重要文化財建造物に対する設計実績に加えて登録有形文化財建造物に対する設計実績まで含めた点については、実績設定の緩和が大き過ぎはしなかったか。	設計プロポーザルの評価においては、傾斜配点として、登録有形文化財建造物に対するよりも重要文化財建造物に対する設計実績の方が高い評価を取得する設定としていた。しかしながら、ご指摘のとおり、登録有形文化財建造物の実績しか無い業者への発注については、技術面の不安を考慮に入れるべきかと思う。このため、今後同様の設計プロポーザル等を実施する際は、実績条件の設定方針の見直しを図る。
重要文化財に対する設計業務である点、業務開始前に文部科学省に申請をする等の必要があるのか。	補助事業に係る申請を、業務開始前に行うこととなっている。